



Newsletter

Add: 中国北京市豊台区万豊路68号銀座和諧広場オフィス20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

国家市場監督管理総局、「薬品分野における独占禁止指南」で意見募集

Topic-2

CNIPA、「2023 年度国家知識産権局年度報告」を公表

Topic-3

CNIPA、「2024 年全国知識産権サービス業界統計調査報告」を公表

Topic-4

路浩ニュース（1）：北京路浩、全国商標代理機構トップ 600 に選出

路浩ニュース（2）：北京路浩、JIPA2024 年 9 月東西部会にて講演

Topic-1

国家市場監督管理総局、「薬品分野における独占禁止指南」で意見募集

中国国家市場監督管理総局（SAMR）が「薬品分野における独占禁止指南」の意見募集稿を公表し、一般向け意見募集を始めた。薬品分野の独占行為を予防、規制し、医薬品市場における公平競争と規範的で健全な発展を促進し、消費者の利益と公共利益を擁護することを狙い、「中華人民共和国独占禁止法」などの法律に基づいて、同総局がこの意見募集稿を作成した。

本稿は、当指南の内、「関連市場」・「独占的協定」・「支配的地位の濫用」に関係する内容の一部を取り上げる。

【関連市場】

第六条 関連市場の判断

医薬品の関連市場と関連地域市場の判断は、市場の概念を判断する際の一般原則に基づき、代替性の分析を行う同時に、薬品の分野の特徴と合わせて、技術やイノベーションなどの要素も考慮する。

(一) 関連商品市場

医薬品の関連市場を判断する際に、薬品の用途または機能効果（適応症または主要な治療機能）、治療法（投薬手段、使用順番など）、製品の特性、禁忌や副反応、医者・患者の使用傾向、規制と医療保険政策などの要素から需要の代替性の分析を行うべきである。供給の代替性による競争上の制限は需要の代替性に類似する場合、同時に市場参入、生産能力、生産施設改造と技術的障壁などの要素で代替性の分析を行うべきである。

個別的な事案で漢方薬の関連市場を判断する際に、原材料の出自、原材料の品質、ブランドの認知度、使用上の習慣などの要素で需要の代替性分析を行うべきであり、専利権の保護、商業秘密の保護、漢方薬品種の保護、民族の医薬文化などの要素で供給の代替性の分析を行うべきである。

個別的な事案で原材料薬の関連市場を判断する際に、原材料薬は化学医薬品にとって特殊な役割を有するため、一般的に、一つの原材料薬単独でも、一つの関連市場を構成する。具体的な場面によって、更に細分化することもある。異なる種類の原材料薬の間に緊密な代替性関係を有する場合、具体的な場面によって複数の原材料薬で一つの関連市場を構成することを認定することもある。

医薬品のサプライチェーンは、研究開発、生産、経営などの複数のプロセスを含むため、個別的な事案の状況で、当該業者がサプライチェーンにおける位置付けで、関連市場を判断することができる。

(二) 関連地域市場

医薬品の関連地域市場を判断する際に、医薬品の生産・経営に関連する資格免許、規制の基準及び医薬品の運輸・保存などの要素で、需要の代替性または供給の代替性の分析を行うことができる。

異なる国家・地域には、医薬品の生産・経営に関連する資格免許、規制の基準は異なる。中国国内にて医薬品の生産・経営を携わる場合、医薬品の事業者は、関連市場における市場参入、生産品質と経営管理に関する法律・法規の要求を満たさなければならない。したがって、医薬品の生産・経営の関連地域市場は通常、中国国内に限定される。

個別的な事案によって、医薬品の研究開発の新事業にかかわる場合、関連地域市場はグローバル市場にでもあり得る。医薬品の販売・調達などにかかわる場合、関連地域市場は中国国内の特定の地域に限定することもある。

【独占的協定】

第八条 医薬品の価格を固定したり、変更したりすること

競合関係にある医薬品の事業者は、医薬品の価格を固定したり、変更したりすることで以下の独占的協定を結ぶことを禁ずる。

- (一) 医薬品の出荷価格や見積り額などの販売価格・購入価格自体または前記価格の変動の限度・利益水準または割引や手数料などの諸費用を固定したり、変更したりすること
- (二) 医薬品の価格を算出するための、算式・アルゴリズム・規則などを約束すること
- (三) 協定に加入した事業者の自主的定価権を制限し、協同して価格を定めることや自主的値引を制限することなど
- (四) 第三者（サプライチェーンの上流または下流にある事業者または情報プラットフォーム）を介在させることで、または業界の会議での意思疎通よって、医薬品の価格を一致させることまたは一致を達成しようすること
- (五) その他の方法で、医薬品の価格を固定したり、変更したりすること

第九条 医薬品の生産量または販売量を制限すること

競合関係にある医薬品の事業者は、医薬品の生産量または販売量制限することに関して、以下の独占的協定を結ぶことを禁ずる。

- (一) 協同して、生産量を制限し、生産量を固定化し、生産を停止するなどのことで医薬品の生産量を制限し、または特定の品種・規格の医薬品の生産量を制限し、または競合関係にある事業者に補償を給付することを手段として、特定の医薬品を生産しないまたは生産量を制限するよう約束すること
- (二) 市場への出荷量を制限することによって販売量を制限し、または特定の品種・規格の医薬品の販売量を制限しまたは競合関係にある事業者と公開販売しないことや販売量を制限するよう約束すること
- (三) その他の方法で、医薬品の生産量または販売量を制限すること

第十条 販売市場または原材料の仕入れ市場を分割すること

競合関係にある医薬品の事業者は、販売市場または原材料の仕入れ市場を分割することについて、以下の独占的協定を結ぶことを禁ずる。

- (一) 医薬品の販売地域・市場シェア・販売対象・販売収入・販売利益または販売する医薬品の種類・数・時間を分割すること
- (二) 医薬品の生産のための原材料・賦形剤・包装材料・容器などの仕入れの地域・種類・時間と供給者を制限すること
- (三) その他の方法で、販売市場または原材料の仕入れ市場を分割すること

第十一條 新技術・新設備に対する購入制限または新技術・新薬品に対する開発を制限すること

競合関係にある医薬品の事業者は、新技術・新設備に対する購入制限または新技術・新薬品に対する開発制限に関して、以下の独占的協定を結ぶことを禁ずる。

- (一) 医薬品の生産にかかる新技術・新プロセス・新設備の購入・借用・使用を制限すること
- (二) 新たな医薬品の品種・剤形・用途または医薬品の生産にかかる新技術・新プロセス・新設備への投資と研究開発を制限すること
- (三) 協同開発協定関連の分野以外の医薬品にかかる研究開発を制限すること
- (四) 協同開発が完成後に、関連の分野の医薬品にかかる研究開発を制限すること
- (五) その他の方法で、新技術・新設備に対する購入制限または新技術・新薬品に対する開発を制限すること

第十二条 協同して取引を拒否すること

競合関係にある医薬品の事業者は、協同して取引を拒否することに関して、以下の独占的協定を結ぶことを禁ずる。

- (一) 特定の事業者との取引を遅延させ、中断させることまたは制限的条件を設けるなどによって、協同して特定の事業者に対して、医薬品を供給または販売を拒否すること
- (二) 協同して特定の事業者の医薬品の購入または販売を拒否すること
- (三) 協同して競合関係にある事業者と取引しないよう特定の事業者を制限すること
- (四) その他の方法で、協同して取引を拒否すること

第十三条 リバースペイメント協定

新薬の専利権者と当該新薬の後発医薬品申請者との間に実質上または潜在的な競合関係が存在する。新薬の専利権者が正当な理由なしに、当該新薬の後発医薬品申請者に対し、直接もしくは間接的な利益補償を給付したまま給付を承諾し、専利の有効性に異議を唱えることをやめさせたり新薬の関連市場に対する後発医薬品の参入を遅延させたりまたは特定の地域での販売をしない旨とする非競争的行為を承諾させることを目的とするリバースペイメント協定は、「独占禁止法」第十七条第二項・第三項・第四項または第六項が禁止するリバースペイメント協定に該当し得る。

独占禁止法の法執行部門が、リバースペイメント協定は独占的リバースペイメント協定に該当するか否かを判断する際に、以下の要素を考慮すべきである。

- (一) 新薬の専利権者が当該新薬の後発医薬品申請者に対する利益補償は、新薬の専利権にかかる紛争解決のコストを明らかに上回るかつ合理的に説明できるか
- (二) 後発医薬品申請者が無効審判請求を提起する場合、新薬の専利権が当該無効審判請求によって無効とされる可能性
- (三) リバースペイメント協定は実質上、新薬の専利権者による独占状態の期間を実質的に延長させたか；後発医薬品の関連市場への参入に影響を及ぼしたか
- (四) その他の関連市場における競争を制限・排除するような要素

第十四条 転売価格を固定することと最低転売価格を制限すること

医薬品の事業者と取引相手の間に、転売価格を固定するまたは最低転売価格を制限する独占的協定を結ぶことを禁ずる。

- (一) 書面による協定・口頭約束・価格調整通知・価格維持通知などの方式で、取引相手が第三者に転売する際の価格水準・価格変動の限度を固定し、または最低価格・価格変動の限度を制限すること
- (二) 取引相手の利益水準を固定しもしくは制限し、または割引・キャシューバック・手数料などの他の諸費用で転売価格を間接的に固定するまたは最低転売価格を制限すること
- (三) その他の方法で、転売価格を固定するまたは最低転売価格を制限すること。

医薬品の事業者は、キャシューバックを減額すること、違約金・補償金を徴収すること、供給の拒否、協定を解除することなどの懲罰措置によって、もしくはキャシューバック、優先的に供給すること、優先的にサポートを提供することなどの奨励措置によって、取引相手に対し価格を制限すること、または取引相手の販売記録や領収書を調べること、第三者を利用しもしくはデータとアルゴリズムなどの方法を利用し価格を監視することは、独占的協議の実施のために設置する強制・実質上強制的または監督措置に該当する。

医薬品の事業者が取引相手との間に前記の協定を達成し、独占禁止法の法執行機関は当該協定が競争を排除・制限する効果があると判断する場合、当該協定は独占的協定に該当する。医薬品の事業者側は当該協定が競争を排除・制限する効果を有しないと立証出来た場合、禁止の対象としない。薬品の事業者側は当該協定が競争を排除・制限する効果を有しないと立証するには、当該協定が、ブランド内とブランド間の競争を制限しないかつ競争に不利な累積効果を有しないこと、医薬品の価格を高騰させないこと、医薬品の供給を減少させないこと、医薬品の市場参入のハードルを高めないことを立証しなければならない。

【支配的地位の濫用】

第二十二条 不公平な高価

市場における支配的地位を有する医薬品の事業者は不公平な高価で医薬品を販売することを禁ずる。当該行為の禁止要件該当性を判断する際に、以下の要素を考慮すべきである。

- (一) 医薬品の販売価格は、その他の事業者が同等または類似する条件の下で、同種類または比較可能な医薬品の価格と比べて著しく高い場合
- (二) 医薬品の販売価格は、同一事業者が同等かつ類似する条件の下で、異なる地域で販売する同種類または比較可能な医薬品の価格と比べて著しく高い場合
- (三) 医薬品の販売価格は、同一事業者が同等かつ類似する条件の下で、異なる時期に販売する同種類または比較可能な医薬品の価格と比べて著しく高い場合
- (四) コストが比較的に安定している場合、通常の価格増減の限度を超えて医薬品の販売価格を引き上げること

(五) コストが増加する場合、販売中の医薬品の値上げの金額は、コストの増加の限度と比べて著しく高い場合

(六) 虚偽取引、累進値上げなどの方法で、不当に医薬品の販売価格を引き上げること

第二十三条 取引拒否

市場における支配的地位を有する医薬品の事業者は、正当な理由なしに、以下の方法で取引相手との取引を拒否することを禁ずる。

(一) 医薬品の生産規模の縮減、出荷量の減少などのことで、事実上取引相手との既存の取引の量を削減すること

(二) 医薬品の供給を遅延させることまたは医薬品の生産を停止することで、取引相手との既存の取引を遅延させ、中断させること

(三) 取引相手との新たな取引を拒否すること

(四) 生産されたものは自分自身が使用するものであると詐称し、取引相手との取引を拒否すること

(五) 高額な保証金の設置または取引相手の利益を著しく損害するようなその他の制限的条件の設置によって、実質上取引相手との取引を拒否すること

市場における支配的地位を有する原材料薬の事業者は、正当な理由なしに、取引を拒否すること、原材料薬の供給を減少すること、原材料薬の販売価格を引き上げること、または取引拒否によって下流市場における競争を排除・制限し、自らもしくは特定の事業者を不当に競争での優位的地位に立たせることをしてはならない。

第二十四条 取引制限

市場における支配的地位を有する医薬品の事業者は、正当な理由なしに、以下の取引制限行為を行うことを禁ずる。

(一) 取引相手を、自らとしか医薬品の売買を行わぬず、他の事業者と取引しないよう限定すること

(二) 取引相手を、自ら指定の事業者のみと医薬品の売買行為を行うよう限定すること

(三) 取引相手を、特定の事業者と取引しないよう限定すること

前記の取引限定行為は直接的な限定もあり得るし、懲罰的措置または奨励的措置などの方法による実質上の限定も含む。

第二十五条 抱き合わせ販売

市場における支配的地位を有する医薬品の事業者は、正当な理由なしに、取引において、取引の慣習・使用上の慣習などに違反し、取引相手にとって、選択・変更・拒絶しにくい方法で、以下の抱き合わせ販売行為を行うことを禁ずる。

(一) その他の医薬品との抱き合わせ販売

(二) その他の賦形剤・梱包材・医療機器との抱き合わせ販売

(三) その他の商品との抱き合わせ販売

第二十六条 その他の不合理な取引条件を付加えること

市場における支配的地位を有する医薬品の事業者は、正当な理由なしに、取引において、以下の不合理な取引条件を付加えることを禁ずる。

- (一) 医薬品の購入数に対する不合理な制限
- (二) 医薬品の販売対象・地域・価格・数などに対する不合理な制限
- (三) 取引相手に不合理な保証金を要求すること、または販売金額以外にその他の不合理な費用を付加すること
- (四) 医薬品販売契約の期限・支払い方法・運輸及び納品方法に対する不合理な制限
- (五) 原材料薬を供給する医薬品の事業者は、取引相手が生産する医薬品の全部もしくは一部の販売権を要求すること、または販売収入に対し、キャシューバックを要求すること
- (六) 取引商品と無関係のその他の不合理な取引条件

第二十七条 差別的待遇

市場における支配的地位を有する医薬品の事業者は、正当な理由なしに、同等の条件の取引相手に対し、取引の条件において、以下の差別的待遇を設けることを禁ずる。

- (一) 医薬品の取引価格に対する割引は著しく異なること
- (二) 医薬品の品種・グレードが著しく異なること
- (三) 医薬品取引の支払い方法・納品方法などの取引相手の市場参入に影響を及ぼすその他の条件が著しく異なること

同等の条件の取引相手とは、取引相手の間に、取引の安全性・取引のコスト・規模とキャパシティー・信用状況・サプライチェーンにおける位置付け・取引の継続期間などの面で、取引に影響を及ぼす程度の差を有していない事業者を指す。

当該意見募集稿の全文は、中国国家市場監督管理総局の公式サイトにて確認可能

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_709b7b3bed794e1ca464524d1e5a3dcd.html

Topic-2

CNIPA、「2023年度国家知識産権局年度報告」を公表

2024年9月3日に、国家知識産権局（CNIPA）は、2023年度の「国家知識産権局年度報告」を公表した。当報告は国家知識産権局の昨年の実績に対し、網羅的に紹介するものとなるが、本稿は、2023年度の専利と商標に関するデータを取り上げ、簡単な紹介を行う。

一、専利

(一) 専利出願

2023年、中国の発明専利出願件数は167.8万件で、前年比3.6%の増加である。そのうち、国内発明専利出願件数は152.2万件で、全体の90.7%を占め、前年比3.9%増加；外国の発明専利出願件数は15.5万件で、全体の9.3%を占め、前年比0.5%の増加である。

2023年、中国の実用新案専利出願件数は306.4万件で、前年比3.8%増加し、意匠専利出願件数は82.0万件で、前年比3.2%の増加である。

(二) 専利審査

2023年、中国の発明専利出願の平均的な審査期間は16ヶ月となる。

2023年、発明専利出願13.7万件を含む3種類の専利出願合計13.8万件が優先審査され、前年同期比60.4%増となる。

(三) 権利付与

2023年の発明専利の権利付与は92.1万件で、前年比15.3%の増加である。そのうち、国内発明専利は81.9万件で、全体の89.0%を占めた。

2023年には、実用新案は前年比25.5%減の209.0万件が権利付与され、意匠は前年比11.5%減の63.8万件が権利付与された。

2023年、権利付与件数上位10位の海外出願人は、以下の図の通りである。



(四) PCT 国際出願

2023 年に受理された PCT 国際出願の総数は 7.4 万件で、前年比 0.9% 減少しした。1994 年以降に受理された国際出願の総数は 66.8 万件である。2023 年には、合計 6.9 万件の PCT 国際調査報告書が発行された。

2023 年には、10.6 万件の中国国内移行が受理され、前年比 0.2% 増加し、そのうち、10.5 万件は発明專利出願であり、0.1 万件は実用新案專利出願である。

(五) ハーグ意匠出願

2023 年、中国の出願人はハーグ協定を通じて 1814 件の意匠の国際登録出願を行った。2023 年、中国を指定した公開意匠の国際出願は計 1974 件であった。

(六) 不服審判請求と無効審判請求

2023 年の拒絶査定不服審判請求の受理件数は 10.6 万件で、前年比 1.0% 増加し、平均審決期間は 19.7 ヶ月であった。発明專利出願の拒絶査定に対する不服審判請求件数は 9.9 万件で、同年受理件数の 93.4% を占めた。2023 年審決の拒絶査定不服審判件数は 6.5 万件で、前年比 4.3% 増加した。

2023 年の無効審判請求受理件数は 8739 件で前年比 23.2% 増、無効審判請求の審決件数は 7656 件で前年比 2.8% 減、無効審判請求の平均審決期間は 5.7 ヶ月であった。

二、商標

(一) 商標出願

2023 年、中国における商標出願件数は前年比 4.4% 減の 718.8 万件であった。そのうち、国内商標出願件数は 698.9 万件で、全体の 97.2% を占め、前年比 4.3% 減少し、外国商標出願件数は 20.0 万件で、全体の 2.8% を占め、前年比 5.8% 減少しした。

(二) 商標審査

2023 年には、前年比 2% 増の 719.6 万件の商標登録の審査が完了させた。商標登録出願の平均審査期間は 4 ヶ月で安定し、一般案件の商標登録までの期間は 7 ヶ月で安定した。

(三) 商標登録

2023 年の商標登録件数は 438.3 万件で、前年比 29.0% 減少しした。そのうち、国内商標の登録件数は 424.8 万件で、全体の 96.9% を占め、前年比 29.2% 減少しした。外国商標の登録件数は 13.5 万件で、全体の 3.1% を占め、前年比 23.2% 減少しした。

(四) マドプロ

2023 年、中国の出願人はマドリッドプロトコルによる商標の国際登録出願は 6196 件（一つの商標が複数の国において複数の区分で出願される）、マドリッドプロトコル加盟国で第 3 位となつた。2023 年末までに、中国における有効なマドリッドプロトコル国際商標登録の累積件数は 5.6 万件に達し、前年比 7.4%

増加した。マドリッドプロトコル国際商標登録の電子処理は安定的に運営され、2023 年のオンライン出願率は 99.1%に達し、前年比 0.8%増加した。2023 年末までに、中国出願人が提出したマドリッドプロトコル国際商標登録出願の審査周期は 2 ヶ月で安定する。

2023 年、外国出願人が中国を指定したマドリッドプロトコル国際商標登録出願が 5.2 万件受理された。中国を指定した商標マドリッドプロトコル国際登録出願の審査周期は 4 ヶ月で安定し、国際譲渡、変更、更新の審査周期は 1 ヶ月で安定する。

(五) 異議申立

2023 年、商標異議申立て件数は 11.5 万件で、前年比 21.1%減少し、異議申立の形式審査の審決件数は 11.9 万件で、異議申立の形式審査は約 2 ヶ月である。商標異議申立て件数は 15.3 万件で、前年比 9.6%減少し、異議申立の平均審査期間は 10 ヶ月である。2023 年、商標異議申立ての成立率（一部成立を含む）は 60.4%である。

商標異議審決決定書は商標局の公式サイトで全面的に開示され、2023 年には 15.1 万件の審決決定書が開示された。

(六) 評審案件

2023 年の各種商標評審案件の総受理件数は、前年比 2.8%減の 41.1 万件で、そのうち拒絶査定不服審判請求が 31.3 万件、当事者双方が関与する複雑な案件が 9.8 万件であった。

2023 年には、合計 37.3 万件の商標評審案件が審決され、そのうち 28.4 万件は拒絶査定不服審判案件であり、うちの 8.9 万件は複雑な案件である。

2023 年度の「国家知識産権局年度報告」の全文は、CNIPA の公式サイトにて確認可能

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3430/index.html>

Topic-3

CNIPA、「2024年全国知識産権サービス業界統計調査報告」を公表

2024年10月9日に、国家知識産権局（CNIPA）は、「2024年全国知識産権サービス業界統計調査報告」を公表した。

当報告によると、2023年末までに、中国で知的財産権サービスを提供する機構の数は約8.9万となり、前年比2.9%増加した。このうち、専利代理機構は5269社、商標代理機構は35712社であり、さらに、知的財産権に関する法律、運営、情報、コンサルティングサービスを提供する機構は、それぞれ2.2万社、0.9万社、1.5万社、5.8万社である。

2023年末までに、中国の知的財産権サービス業の従業者数は前年比1.5%増の約98.4万人であり、そのうち登録弁理士資格者は前年比9.7%増の34396人であった。2023年に、知的財産権サービス機構の41.4%が新規採用を行い、15.8%が新卒採用であった。新規採用者の年齢は主に25-30歳に集中している。

2023年、特許代理機構が取り扱った専利出願件数は、国内専利出願件数の90.6%を占め（すなわち、専利出願代理率は90.6%）、前年比9.1%の大幅な増加となり、発明専利出願の代理率は94.4%に達し、前年比4.7%の増加となった。商標登録出願の代理率は87.7%であった。

2023年末までに、専利の産業化に関連するサービスを提供する知的財産権運用サービス機構の割合は、前年比5.6%増の35.8%と大幅に上昇した。

知的財産権サービスの内容はより包括的になり、2種類以上のサービスを提供する知的財産権サービス機構は64.9%で、前年度より15.3%増加し、3種類以上の知的財産権サービスを提供する機構は13.4%であった。知的財産権サービスの形態は多様化している。大手機構は、包括的な知的財産権ソリューションを提供するようなサ事業モデルを積極的に構築するのに対し、中小機構は、ニッチ市場に焦点を当てている傾向がある。

中国の知的財産サービス機構8.9万社のうち、設立20年以上（20年を含む）の割合は僅か6.1%であり、設立10年以上20年未満は15.3%であり、設立5年以上10年未満は31.2%であり、設立3年以上5年未満は20.9%であり、設立3年未満の割合は26.4%である。

北京路浩は、設立20年以上で、専利代理・商標代理・知的財産権に関する法律、運営、情報、コンサルティングサービスを含んで、包括的な知的財産権ソリューションを提供する知的財産代理機構に該当する。

「2024年全国知識産権サービス業界統計調査報告」の詳細は、CNIPAの公式サイトにて確認可能

<https://www.cnipa.gov.cn/attach/0/2024年全国知识产权服务业统计调查报告.pdf>

Topic-4

路浩ニュース（1）：北京路浩、全国商標代理機構トップ 600 に選出

2024年09月29日、中華商標協会は2024年度の中国全国商標代理機構トップ600が公表され、北京路浩国際特許事務所は、中国全国商標代理機構トップ600に選出された。当該選考は、中華商標協会の機関誌である「中華商標」が主催するものとなる。当該選考は、CNIPAの公式データベースのデータに基づき、商標新規出願件数・商標異議案件数・商標評審案件数などの十数個の関数から、著名なデータベースのアルゴリズムを用いながら選出したものである。

今回の入賞は、北京路浩の初めての入賞である。

北京路浩は現在、商標業務に力を入れるところであり、渉外代理・渉外紛争などの幅広い案件を積極的に携わっている。実績として、渉外商標に関する複数の複雑案件を無事解決に導いた上、北京路浩代理の渉外商標無効審判請求案件は北京市知的財産発展典型案件にも選出された。

全国商標代理機構トップ600の詳細について、アルゴリズムの提供者の「知産宝」の公式サイトにて確認可能
<https://www.zhichanli.com/p/855719656>

路浩ニュース（2）：北京路浩、JIPA2024年9月東西部会にて講演

北京路浩国際特許事務所は、2024年09月25日に配信開始の一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）東西部会に、中国における発明専利権に対する期限補償制度に関して、動画投稿による講座を行った。発明専利に対する期限補償は、2021年専利法改正によって新設された制度となり、2024年1月に新専利法と伴う周辺的法整備である新専利法実施細則・新専利審査指南の発効により、法の執行についての細部規定は完成となった。今回の講座は、制度設立の経緯を切り口に、新専利法・新専利法実施細則・新専利審査指南における諸規定に基づき、実例を踏まえながら発明専利に対する期限補償制度の紹介を開いた。日本の皆様にとって関心の深いテーマであろうため、配信開始後、JIPAの会員様たちから、複数の問い合わせが寄せられてきた。

当該配信の配信期間10月23日（水）までに、JIPA会員への限定公開となり、興味のある方、JIPAの公式サイトにて申し込み可能である。

9月度東西部会の動画視聴申込みは以下のリンクから行ってください。

https://www.jipa.or.jp/form/2409_bukai.html